

■実施方針

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
J-1	実施方針	2	1	1	(4)	なぐわし公園の基本方針	災害時の近隣住民の緊急避難地とありますが、どのような災害を想定しているのでしょうか。水害等を含むのでしょうか。	主に地震を想定しています。
J-2	実施方針	3	1	1	(5)	ア 設計・建設業務 (ア) 事前調査業務及び その他関連業務	貴市が本事業用地でこれまで実施された調査業務があればご教示下さい。又、貴市が今後実施予定の調査業務があればご教示下さい。	測量、地質調査を実施しています。今後、調査する予定はありません。
J-3	実施方針	3	1	1	(5)	ア 設計・建設業務 (ア) 事前調査業務及び その他関連業務	貴市が本事業用地で実施された調査業務の資料があればご開示願います。	調査業務の資料については、要求水準書(案)にお示しする予定です。
J-4	実施方針	3	1	1	(5)	ア 設計・建設業務 (ア) 事前調査業務及び その他関連業務	事前調査業務及びその他関連業務とはどのような業務を想定されているのでしょうか。具体的にご教示願います。	測量、地質調査、電波障害調査、土壌汚染調査等を想定しています。
J-5	実施方針	3	1	1	(5)	ア設計・建設業務 (ア) 事前調査業務及び その他関連業務	事前調査業務及びその他関連業務とは具体的にどのような業務を想定されているのかご提示下さい。	J-4の回答をご参照ください。
J-6	実施方針	3	1	1	(5)	ア (ア)	事前調査業務及びその他関連業務について、具体的な業務内容をお知らせ下さい。	J-4の回答をご参照ください。
J-7	実施方針	3	1	1	(5)	ア 設計・建築業務	(ア) 事前調査業務とは具体的に何を指すのでしょうか(地質・電波障害等)	J-4の回答をご参照ください。
J-8	実施方針	3	1	1	(5)	ア (イ)	設計及びその関連業務とはどのようなものなのでしょうか、具体的にお示し下さい。	設計を行ううえで必要となる測量、地質調査等を想定しています。
J-9	実施方針	3	1	1	(5)	ア 設計・建設業務 (ウ) 建設工事及びその 関連業務(外構工事費等 を含む)	外構工事の対象範囲は別添資料5に提示のあるPFI事業区域内(事業認可区域のうち2.1ha以内)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
J-10	実施方針	3	1	1	(5)	ア (ウ)	外構工事費を含むとありますが、別添資料5の中で清掃センター側駐車場の北側にある広場状の表現がありますが、貴市として計画上の要望があるのでしょうか、または事業者側の自由な裁量として計画してよろしいのでしょうか。	なぐわし公園の広場として考えています。内容については要求水準書(案)でお示しする予定です。
J-11	実施方針	3	1	1	(5)	ア 設計・建設業務 (カ) 建設に伴う各種申 請等の業務	本敷地利用において開発行為の許可申請は必要でしょうか。	都市計画事業にあたりますので、都市計画法29条は適用除外となります。
J-12	実施方針	3	1	1	(5)	ア 設計・建設業務 (ク) 国庫補助金申請図 書作成補助業務	「補助業務」とは具体的にどのような業務を想定されているのかをご教示願います。	国庫補助を受けるための申請に必要な、図面作成、内訳書の作成等です。また、検査時の書類等作成です。

J-13	実施方針	3	1	1	(5)	イ 維持管理業務 (ケ) 修繕・更新業務	修繕・更新業務の範囲において、大規模修繕は含まないとの理解でよろしいでしょうか。 又、本事業期間中に大規模修繕業務の必要が生じた場合は貴市の負担で行われるとの理解でよろしいでしょうか。	全事業期間に亘り、要求水準書で示す機能及び性能を満たした状態を維持するために必要な修繕はさせていただきます。本事業期間中に市の負担により大規模修繕を行なうことは想定しておりません。
J-14	実施方針	3	1	1	(5)	イ 維持管理業務	防災備品の管理は選定事業者の業務対象外とありますが、防災備品の調達も業務対象外との理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
J-15	実施方針	3	1	1	(5)	ウ 運營業務 (ア) 利用受付業務(総合案内・広報、利用許可、利用料金收受、利用調整)	施設の広報業務とはどのような業務を想定されているのでしょうか。具体的にご教示ください。	ホームページの作成、パンフレット、リーフレットの作成、新聞への折り込み広告等を想定しています。
J-16	実施方針	3	1	1	(5)	ウ 運營業務	(エ) 物品販売、飲食提供事業において、価格設定は事業者の任意によるもので良いのでしょうか。	ご理解のとおりですが、都市公園で販売するものとして、常識を逸脱しない範囲での設定が必要であります。
J-17	実施方針	3	1	1	(5)	ウ 運營業務	(エ) 物品販売・飲食提供事業(独立採算事業)につき、事業の不採算等の理由による事業期間中における撤退・縮小は可能でしょうか。	事業の縮小及び業態の変更等については協議に応じる予定です。しかし、飲食提供ということは事業期間を通じて実施して頂くことを想定しています。
J-18	実施方針	3	1	1	(5)	ウ 運營業務	(エ) 物品販売、飲食提供事業運營業務における施設利用料(床代)はどれくらいでしょうか?周辺地域などより本施設利用者以外の需要は見込めないことより、無償貸与又は低価格での設定をお願いいたします。	入札公告時に確定した考え方をお示しします。
J-19	実施方針	3	1	1	(5)	ウ(オ) 送迎バス運營業務	当該業務は、構成員又は協力企業から別会社へ再委託を行っても良いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、事前に市の承認が必要です。
J-20	実施方針	3	1	1	(5)	ウ 運營業務	(オ) 送迎バス運營業務において、バス車両の調達は民間事業者サイドの役割なのでしょうか。その場合、調達方法や所有形態は特に問わないという理解でよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
J-21	実施方針	3	1	1	(5)	ウ 運營業務 (オ) 送迎バス運營業務	送迎バスの台数の想定、運行ルートの想定、料金徴収の有無をお教えください。	要求水準書(案)公表時にお示しします。なお、料金徴収は想定しておりません。
J-22	実施方針	3	1	1	(5)	ウ 運營業務 (オ) 送迎バス運營業務	送迎バス運營業務は事業者にとって過度の負担となり、事業費の増大にもつながるものと思料します。事業の継続性、経済性を考え、現在、運行されている公共交通バス運營業務所と貴市との協議によるバス運行ルートの活用等をお考えいただけないでしょうか。	送迎バスは立地条件等を勘案し、市民サービスの向上に資するものと考えております。なお、公共交通バス等の運行ルートについては、本施設の魅力を高めるため、バス会社等と協議する予定です。
J-23	実施方針	3	1	1	(5)	ウ 運營業務	(オ) 送迎バス運營業務の業務範囲は何処までですか?車両は市より支給か事業者調達?メンテナンスは?燃料費は?送迎頻度やエリア等についても具体的にご提示ください。	バス車両の調達、メンテナンス、その他、運行にかかる経費全て事業者負担でお願いいたします。なお、送迎頻度やエリア(ルート)等は要求水準書(案)公表時にお示しします。

J-24	実施方針	3	1	1	(5)	ウ運營業務→(オ)送迎バス運營業務	送迎バスに関する次の項目について、市の指定によるのか事業者の提案によるのかをそれぞれご教示ください。①バスルートの選定、②バスの所有形態(市所有で事業者へ貸与、事業者が所有、事業者が外部からリース、事業者が外部へ運営委託、など)、③バスの台数、④利用者からの料金徴収の可否。	JT-23の回答をご参照ください。
J-25	実施方針	3	1	1	(5)	ウ運營業務	※仮称新清掃センターからの余熱(温水)は無償提供する。 運營業務を実施する際、利用料収入の他に市より運営資金としての指定管理料の補填はありますか教えてください。 尚、修繕計画に基づく修繕費用並びに緊急的な大規模修繕費用の分担をお聞かせください。	市からの支払いについては、サービス購入料の基本的な考え方として、要求水準書(案)公表時に示す予定です。 修繕については、J-13の回答をご参照ください。
J-26	実施方針	3	1	1	(5)	ウ運營業務	「新清掃センターからの余熱(温水)は無償供与とする」とありますが、その他の水光熱費も貴市負担との理解でよろしいでしょうか。昨今の資源価格の乱高下により事業期間中の光熱費を予測することは困難であり、VFMを低下させる要因になると思料いたします。	光熱水費相当額については、提案に基づきサービス購入料で支払うことを想定しております。なお、支払いに際しては、物価指数あるいは電気代、代替燃料にかかる費用、水道代の料金改定にともない適宜見直す予定です。詳細は入札公告時にお示します。
J-27	実施方針	3	1	1	(5)	ウ運營業務	光熱水費は、公共にて負担されるのでしょうか？施設利用者が増えるほど光熱水費も増えることより、サービス水準の維持の観点から公共にて負担すべきと考えます。	光熱水費相当額については、提案に基づきサービス購入料で支払うことを想定しております。なお、光熱水費は基本的に施設の大きさで規定され、利用者増にともない増えるのはシャワーに要する水道費であり、その増加費用は施設利用料で吸収できるものと想定しております。
J-28	実施方針	3	1	1	(5)	ウ運營業務	※仮称新清掃センターからの余熱(温水)の水質・水温及び供与位置についてご提示ください。又、供与いただけるのは温水だけですか？蒸気や電気などは如何ですか？	温水のみです。詳細については要求水準書(案)でお示しする予定です。
J-29	実施方針	3	1	1	(5)	ウ運營業務	駐車場の管理については運營業務の対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
J-30	実施方針	3	1	1	(5)	ウ運營業務	「その他運営に関して必要な業務」とありますが、貴市が想定している具体的な業務がありましたらご教示ください。	要求水準書(案)でお示しする予定です。
J-31	実施方針	4	1	1	(6)	イ専用利用	自主事業については、事業者の判断により、開催しないという提案も可能でしょうか。また、開催する場合、開催頻度や内容については事業者の提案にゆだねられるのでしょうか。	開催しないという提案も可能です。なお、自主事業の空間的、時間的枠及び内容に関する方向性については、要求水準書(案)でお示しする予定です。
J-32	実施方針	4	1	1	(6)	イ専用利用 (ア)一般専用利用	「選定事業者以外のものが営利や宣伝を目的とした・・・」とありますが、貴市が想定されているイベントを具体的にお示しください。	都市公園内で通常行われるイベント等を想定しています。
J-33	実施方針	4	1	1	(6)	イ専用利用 (ア)一般専用利用	営利や宣伝を目的としたイベント等の利用に関する利用承認は貴市が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	川越市都市公園条例に基づく市による行為許可及び事業者による施設の利用許可が必要であると考えております。

J-34	実施方針	4	1	1	(6)	イ 専用利用 (ア)一般専用利用	「選定事業者以外のものが営利や宣伝を目的とした・・・」とありますが、本事業の目的から考えますと「健康増進を目的としたイベント等・・・」としたほうがふさわしいのではないかと考えられますが、ご再考願えませんでしょうか。	当利用形態の利用方法の考え方は、要求水準書(案)でお示しする予定です。
J-35	実施方針	4	1	1	(6)	イ 専用利用 (ア)一般専用利用	一般専用利用時に事業者が実施する業務については、P3 ウ 運営業務の(ア)、(イ)と考えてよろしいでしょうか。	基本的には、ご理解のとおりです。
J-36	実施方針	4	1	1	(6)	イ 専用利用	利用形態の詳細や利用条件、利用料金等設定の考え方は、8月下旬に予定されている要求水準書案にて詳細をご提示いただけるとの考えでよろしいでしょうか。前記の詳細条件の早期提示は本事業への参画を検討する上の重要な事項と考えます。	要求水準書(案)でお示しする予定です。
J-37	実施方針	4	1	1	(6)	イ 専用利用 (イ)事業者専用利用	「市が求める教室等」とありますが、具体的に想定している教室の種類・頻度をご教示願います。	要求水準書(案)でお示しする予定です。
J-38	実施方針	4	1	1	(6)	イ 専用利用 (イ)事業者専用利用	利用者のニーズ及び利用者動向、経済情勢等の変化を踏まえ、事業の安定性確保とより良いサービスを提供するため、貴市との協議を踏まえ提案した教室・自主事業を変更、撤退することも可能と考えてよろしいでしょうか。	自主事業に関してはご理解のとおりです。 なお、要求事業については、内容の変更は可能ですが、撤退は想定しておりません。
J-39	実施方針	4	1	1	(6)	イ 専用利用 (イ)事業者専用利用	事業者の提案する自主事業と市が承認する自主事業に齟齬が生じないように、事業者が希望すれば事前に提案範囲の確認(採否)の機会を設けていただけると理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に確定した考え方をお示しします。
J-40	実施方針	4	1	1	(6)	施設の利用形態	本施設は川越市の中心部より離れ、川越市市民だけでなく隣接する坂戸市や鶴ヶ島市よりの利用者も多数あると考えられます。その際に予約時の市民の優先利用や施設使用料の差額や減免などについて、方針をご提示ください。	埼玉県川越都市圏まちづくり協議会(レインボープラン)において、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町、越生町とは同料金で利用できる施設があり、本施設も同様に取り扱う予定です。なお、減免等の基準については要求水準書(案)でお示しする予定です。
J-41	実施方針	4	1	1	(7)	ア(ア)市のサービス購入料	設計・建設の対価は設計建設時に分割して支払われるとのことですが、この金額は設計・建設の対価の何割くらいになるのでしょうか。また、この金額は入札時に確定していただけるのでしょうか。(この金額が入札以降変動する場合、想定外の金融コストがかかることになります)	設計・建設の対価のうち、都市公園防災事業費補助金及び起債に相当する支払い分の支払い方法については、要求水準書(案)公表時にお示しする予定です。
J-42	実施方針	4	1	1	(7)	ア(ア)市のサービス購入料	割賦利息の計算利率はどのように設定されるのでしょうか。	入札公告時に確定した考え方をお示しします。
J-43	実施方針	4	1	1	(7)	ア 市のサービス購入料	(ア)設計・建設の対価のうち、都市公園防災事業費補助金及び起債により、設計建設時に支払われる費用について、設計・建設の対価の総額のうちどの程度の割合を現時点で想定されておられるのか、ご教示いただけませんか。	J-41の回答をご参照ください。
J-44	実施方針	4	1	1	(7)	ア 市のサービス購入料	(ア)設計・建設の対価のうち、都市公園防災事業費補助金及び起債を活用するご予定ですが、当該補助金及び起債の金額規模は、施設建設費の何割相当でしょうか。目安でも結構ですのでご教示ください。	J-41の回答をご参照ください。

J-45	実施方針	4	1	1	(7)	ア 市のサービス購入料	(ア) 設計・建設の対価のうち、都市公園防災事業費補助金及び起債により、設計建設時(1年目及び2年目)に分割してお支払いいただけるとありますが、事業スケジュールでは、設計建設期間は平成22年度から平成24年度まで3期にまたがっております。1年目及び2年目とは、各々何年度のいつ頃を指すのでしょうか。	J-41の回答をご参照ください。
J-46	実施方針	4	1	1	(7)	ア 市のサービス購入料	(ア) 設計・建設の対価のうち、都市公園防災事業費補助金及び起債により、設計建設時(1年目及び2年目)に分割してお支払いいただけるとありますが、1年目にお支払いいただける金額は設計建設費の出来高相当額、2年目は補助金及び起債の合計額から1年目にお支払いいただいた金額を控除した残額となるのでしょうか。	J-41の回答をご参照ください。
J-47	実施方針	4	1	1	(7)	ア 市のサービス購入料	(ア) 補助金及び起債による支払いは設計建設時(1年目及び2年目)に行われると記載されていますが、それは具体的には平成22年度、23年度に各1回づつ支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	J-41の回答をご参照ください。
J-48	実施方針	4	1	1	(7)	ア 市のサービス購入料	(ア) 補助金及び起債にて支払われる金額については、入札説明書にて明示されるのでしょうか。また、その後の金額の変更はないのでしょうか。	J-41の回答をご参照ください。
J-49	実施方針	4	1	1	(7)	ア 市のサービス購入料 (ア) 設計・建設の対価	施設建設費とは本施設の設計及び建設に要する費用((5) 事業の範囲 ア 設計・建設業務の費用)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
J-50	実施方針	4	1	1	(7)	ア 市のサービス購入料 (ア) 設計・建設の対価	国庫補助金及び起債を活用する予定とありますが、施設建設費の何割程度を想定されているのでしょうか。	J-41の回答をご参照ください。
J-51	実施方針	4	1	1	(7)	ア 市のサービス購入料 (ア) 設計・建設の対価	設計建設時(1年目及び2年目)に分割してとありますが、1年目とは平成23年3月、2年目とは平成24年3月を指すのでしょうか。	J-41の回答をご参照ください。
J-52	実施方針	4	1	1	(7)	ア 市のサービス購入料 (ア) 設計・建設の対価	「施設建設費について……補助金及び起債を活用する予定であり、……設計建設時(1年目及び2年目)に分割して支払うものとする」とありますが、支払いに関し、具体的な支払い時期、回数、査定方法をご教示願います。	J-41の回答をご参照ください。
J-53	実施方針	4	1	1	(7)	ア 市のサービス購入料 (ア) 設計・建設の対価	都市公園防災事業費補助金及び起債によって支払う予定の金額についてご教示ください。また、公表時期についてもご教示下さい。本件の資金調達を検討するにあたり重要な事項と思料します。	J-41の回答をご参照ください。
J-54	実施方針	4	1	1	(7)	ア 市のサービス購入料	(ア) 施設建設費の一部は、防災補助金と起債を活用されるようですが、詳細は何時頃明らかになるのでしょうか	J-41の回答をご参照ください。

J-55	実施方針	4	1	1	(7)	ア市のサービス購入料→ (ア) 設計・建設の対価	「設計及び建設に要する費用」は、3ページに記載の「(5)事業の範囲→ア設計・建設業務」の(ア)～(ケ)の業務の費用を指す理解でよろしいでしょうか。また、「施設建設費」も同じものを指すのでしょうか。	ご理解のとおり、「設計及び建設に要する費用」とは、実施方針の3ページに記載する「(5)事業の範囲→ア設計・建設業務」(ア)～(ケ)の業務に係る費用であり、その他、融資組成手数料やSPC設立費等初期投資と認められる費用等を含みます。また、「施設建設費」は、施設の工事費及び外構費を指します。
J-56	実施方針	4	1	1	(7)	ア市のサービス購入料→ (ア) 設計・建設の対価	割賦利息計算時の金利について、基準となる金利指標、金利決定時期、見直し頻度(もしあれば)をご教示ください。なお、引渡し時以降には金利見直しは行なわれないことを希望します。	施設整備費に係る市による割賦支払における基準金利の確定日は、現在のところ、施設引渡しの2営業日前を想定していますが、その他、金利指標、見直し頻度等、確定した内容は入札公告時にお示しします。
J-57	実施方針	4	1	1	(7)	ア市のサービス購入料→ (ア) 設計・建設の対価	割賦の支払期間は維持管理運営期間と同じになりますでしょうか。支払頻度は年何回でしょうか。割賦支払金額は各回均等でしょうか。	割賦の支払は維持管理運営期間に亘り、毎年度四半期ごとに元利均等払いで支払うことを想定しています。なお、詳細は、サービス購入料の基本的な考え方として、要求水準書(案)公表時にお示しします。
J-58	実施方針	5	1	1	(7)	イ(ア)利用者から得る 利用料金収入	実際の利用料金収入が、提案した収入を大きく上回った場合の市への還元に関する記述がありますが、逆に大きく下回った場合市から、何らかの補償がいただけると考えてよろしいのでしょうか。	サービス購入料の基本的な考え方として、要求水準書(案)公表時にお示しする予定です。
J-59	実施方針	5	1	1	(7)	イ 利用者から得る収入	(イ)各種教室等(自主事業)に係る収入は事業者収入とのことですが、各種教室等(要求事業)についても、事業者の収入になるとの理解でよろしいでしょうか。	各種教室(要求事業)については、施設利用料金相当で参加できるよう考えております。なお施設利用料金収入は事業者の収入となります。
J-60	実施方針	5	1	1	(7)	イ 利用者から得る収入	(ア)の利用料金について、選定事業者の責によらない事由で収入が大きく下回った場合に、最低収入保証等の貴市による何らかの経済的ご支援はあるのでしょうか。	J-58の回答をご参照ください。
J-61	実施方針	5	1	1	(7)	イ 利用者から得る収入	(ア)の利用料金について、料金設定は要求水準等にて定められるのでしょうか。各応募者にて任意とした場合、運営にかかるサービス対価が大きくなればつきが生まれ、提案審査が困難になるのでは危惧いたします。	要求水準書(案)でお示しする予定です。
J-62	実施方針	5	1	1	(7)	イ 利用者から得る収入	(ア) 実際の利用料金収入が、提案された収入を大きく下回った場合の対応についても、何らかの手当てを想定されていますでしょうか。	J-58の回答をご参照ください。
J-63	実施方針	5	1	1	(7)	イ利用者から得る収入	(ア)利用者から得る利用料金収入 選定事業者を指定管理者として指定するとありますが、指定期間は何年になりますか教えてください。	維持管理運営期間を想定しております。
J-64	実施方針	5	1	1	(7)	イ 利用者から得る収入 (ア)利用者から得る利用 料金収入	「施設利用料金は同法・・・に定めた利用料金制度により・・・」とありますが、施設利用金は市が提示した利用料金等の設定の考え方に基づき事業者が提案した利用料金が採用されるとの考えでよろしいでしょうか。	市は、事業者の提案を参考にして、都市公園条例の改正を行う予定です。
J-65	実施方針	5	1	1	(7)	イ 利用者から得る収入 (ア)利用者から得る利 用料金収入	「提案された収入を大きく上回った場合・・・」とありますが、大きくとはどの程度(●%以上)と想定されているのでしょうか。また、下回った場合は貴市が一定の負担をしていただけとの理解でよろしいでしょうか	J-58の回答をご参照ください。

J-66	実施方針	5	1	1	(7)	イ 利用者から得る収入→ (ア) 利用者から得る利用料収入	利用料収入が提案時より大きく上回った場合には市へ還元することのように読めますが、逆に下回った場合には市から事業者に何らかの補填がなされますでしょうか。また、上回ったかどうかを判定する期間はどの程度を想定されていますでしょうか（半年間や1年間など）。ある期間に上回った分を別の期間に下回った分に充当するようなことは想定されていますでしょうか。	J-58の回答をご参照ください
J-67	実施方針	5	1	1	(7)	イ 利用者から得る収入 (ア) 利用者から得る利用料金収入	本事業において利用者から得る収入の対象となる施設は温水プール、トレーニング室、多目的ホール、温浴施設、会議室との理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
J-68	実施方針	5	1	1	(7)	イ 利用者から得る収入 (ア)	利用料金が提案より上回った場合は市へ還元。では下回った場合、市から補助等の予定はあるのでしょうか。	J-58の回答をご参照ください。
J-69	実施方針	5	1	1	(7)	イ 利用者から得る収入	(ア) 提案された収入を大きく上回った場合等の市への還元方法については入札公告時に示されるとのことでありますが、事業者の努力にも関わらず収入が提案を大きく下回った場合の対応、協議などについても入札公告時にお示しいただけないでしょうか。	J-58の回答をご参照ください。
J-70	実施方針	5	1	1	(7)	イ 利用者から得る収入 (イ) 各種教室等に関する収入	「本収入の一部は、市のサービス購入料の削減に資するものとし、詳細は入札公告時に示す」とありますが、8月下旬に予定されている要求水準書案にて詳細をご提示いただけないでしょうか。詳細条件の早期提示は本事業への参画を検討する上の重要な事項と思料いたします。	サービス購入料の基本的な考え方として、要求水準書(案)公表時にお示しする予定です。
J-71	実施方針	5	1	1	(7)	イ 利用者から得る収入	(イ) 本収入の一部は、市のサービス購入料の削減に資するとのことですが、正確には、収入ではなく本利益の一部との認識で宜しいでしょうか。	サービス購入料の基本的な考え方として、要求水準書(案)公表時にお示しする予定です。
J-72	実施方針	5	1	1	(7)	イ 利用者から得る収入→ (イ) 各種教室等に関する収入	「本収入の一部は、市のサービス購入料の削減に資する」とありますが、ここは「本収入の一部」ではなく、「本収入により事業者が得る利益の一部」という理解でよろしいでしょうか（収入を得るためのコストを差し引く考えです。）	J-71の回答をご参照ください。
J-73	実施方針	5	1	1	(7)	イ 利用者から得る収入 (ウ) 独立採算により行う事業に係る収入	本施設の立地環境等を考慮していただき、事業者の出店意欲を高めるためにも、物品販売・飲食提供事業について行政財産の無償使用を適用していただけないでしょうか。	J-18の回答をご参照ください。
J-74	実施方針	5	1	1	(7)	イ 利用者から得る収入 (ウ) 独立採算により行う事業に係る収入	利用者のニーズ及び利用者動向、経済情勢等の変化を踏まえ、事業の安定性確保とより良いサービスを提供するために、貴市との協議を前提として提案した物品販売・飲食事業の形態変更、撤退は可能と考えてよろしいでしょうか。	事業の縮小及び業態の変更等については協議に応じる予定です。しかし、飲食提供ということは事業期間を通じて実施して頂くことを想定しています。

J-75	実施方針	5	1	1	(7)	イ 利用者から得る収入 (ウ) 独立採算により行う事業に係る収入	独立採算により行う事業に係る諸室面積は事業者の提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
J-76	実施方針	5	1	1	(7)	(ウ) 独立採算により事業者に係る収入	独立採算事業の事業期間中、採算が合わないなどの理由により、独立採算事業者を変更すること又は独立採算事業を中止することなどについては、市との協議が可能との理解でよろしいでしょうか。	JT-74の回答をご参照ください。
J-77	実施方針	5	1	1	(7)	イ利用者から得る収入→ (ウ) 独立採算により行う事業に係る収入	「物品販売」と「飲食提供事業」について、規模、業態、営業時間などは事業者の提案になりますでしょうか。	独立採算により行う業務に関する事項は、要求水準書(案)公表時にお示しする予定です。
J-78	実施方針	5	1	1	(9)	ア 事業期間	準備期間中に発生する費用は、維持管理業務・運営業務それぞれのサービス対価の対象に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
J-79	実施方針	5	1	1	(9)	ア 事業期間	設計・建設期間が約2年ですが、確認申請も含めて設計期間が約1年掛かり、建設期間も河川に近く地盤条件が悪いと予想されることから短すぎると考えます。3~6ヶ月程度の延長を要望いたします。	現状、変更する予定はありません。
J-80	実施方針	7	1	1	(11)	事業期間終了時	事業期間終了時における要求水準に示す状態とは、温水利用型健康運動施設を運営するのに支障がない状態のことであり、経年劣化による修繕・更新まで求めるものではないとの理解でよろしいでしょうか。経年劣化までを対象にした施設の修繕・更新は事業費の増大につながると思料いたします。	『要求水準書に示す状態』とは、要求水準書で示す機能及び性能を概ね満たした状態を意図しており、継続使用に支障がない程度の軽度な破損や軽度の性能劣化は除きます。
J-81	実施方針	7	1	1	(11)	事業期間終了時	事業期間終了時に本施設を要求水準書に示す状態に保持しますが、事業期間中にメンテナンスを適切におこなうことを意味し、期間の終了時に現状復旧するというのではないと考えてよろしいでしょうか。	J-80のご回答をご参照ください。
J-82	実施方針	9	2	1	一	事業者選定の方法	総合評価一般競争入札を採用するとありますが、予定価格は入札公告時に公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	予定価格の公表に関しては、事業者の参加意欲等の状況を鑑みながら公表方法等を検討してまいります。
J-83	実施方針	9	2	1	一	事業者選定の方法	万一入札者が1者のみとなった場合、入札は成立すると考えて宜しいでしょうか。	サービスの質の向上、ライフサイクルコストの縮減が図れるのであれば、1社のみの場合も成立すると考えております。
J-84	実施方針	9	2	2	一	選定の手順及びスケジュール	予定価格はいつ頃ご公表いただけるのでしょうか。	J-82の回答をご参照ください。
J-85	実施方針	12	2	3	(3)	実施方針に対する意見等に対するヒアリング	本項で「事業者」とあるのは、当該時点で事業者は選定されていないので、意見・提案の提出者という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
J-86	実施方針	12	2	3	(7)	要求水準書案への意見等に対するヒアリング	本項で「事業者」とあるのは、当該時点で事業者は選定されていないので、意見・提案の提出者という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

J-87	実施方針	13	2	3	(8)	入札広告	入札公告時に入札予定価格またはそれに代わる価格指標等は示されるのでしょうか。	J-82の回答をご参照ください。
J-88	実施方針	13	2	3	(8)	入札告示	入札公告時に入札予定価格・参考価格の公表予定はあるのでしょうか。	J-82の回答をご参照ください。
J-89	実施方針	14	2	4	一	入札者が備えるべき参加要件	資金調達やSPC運営を行うマネジメント企業が参加すること及び代表企業となることは可能との理解でよろしいでしょうか。その場合の参加資格要件をご教示願います。	可能です。参加資格要件については、入札公告時に示します。
J-90	実施方針	14	2	4	(1)	入札参加者の構成等	ファイナンシャルアドバイザー業務を行う企業や、SPC事務管理業務を行う企業も入札参加者として構成員・代表企業になれると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
J-91	実施方針	14	2	4	(1)	ア	PFI事業計画の策定、資金調達先金融機関との折衝、事業者SPCへの劣後ローンの拠出などを行なう企業がSPCに出資する場合には、構成員になりますでしょうか。	構成員でお願いします。
J-92	実施方針	14	2	4	(1)	ア	構成員と協力企業の違いは、SPCへの出資の有無だけでしょうか？	基本的には、ご理解のとおりです。ただし、SPCから直接業務を請け負わないがSPCに出資する企業も構成員とします。
J-93	実施方針	14	2	4	(1)	ア	SPCから直接業務を請け負わないがSPCに出資する企業は、構成員/協力企業/その他 のどれになりますでしょうか。	構成員でお願いします。
J-94	実施方針	14	2	4	(1)	ア入札参加者は…	入札参加者が1グループであっても、入札は執行されるのでしょうか。	J-83の回答をご参照ください。
J-95	実施方針	14	2	4	(1)	入札参加者の構成等	イ 代表企業には、設計、工事監理、建設、運営の各業務を行う者にはあたらない者（たとえばSPCの会社事務の委託を受ける企業等）がなることは可能でしょうか。	可能です。
J-96	実施方針	14	2	4	(1)	入札参加者の構成等	ウにおいて、「建設業務を行う者（中略）が複数いる場合は、業務を統括する者1者は…」とありますが、業務を統括するとは、建設共同企業体の代表企業を意味するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
J-97	実施方針	14	2	4	(1)	エ 入札参加者	「入札参加者の一者以上は川越市内に本店を有する者とする」とありますが、構成員とする必要はなく協力企業で良いと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
J-98	実施方針	14	2	4	(1)	カ	貴市の承認により構成員や協力企業の変更が認められるのは、時期としてはいつまででしょうか。	入札前までです。 詳細については入札公告時にお示しします。
J-99	実施方針	15	2	4	(3)	入札参加者の資格要件（業種別）	ア.設計業務を行うもの イ.工事監理業務を行うもの ウ.建設業務を行うもの に関して求めている実績要件について、例示されている3件すべてを満たす必要があるのでしょうか。あるいはいずれか1つを満たせば良いのでしょうか。	全てを満たす必要があります。
J-100	実施方針	15	2	4	(3)	(ウ)実施設計の実績	屋内複合スポーツ施設とは具体的にどのような機能（室）を有する施設ですか。	プール、体育館、トレーニング室等2種類以上の機能を持つ施設を想定しています。

J-101	実施方針	15	2	4	(3)	ア 設計業務を行う者	建設企業が設計企業の資格要件を満たしている場合は、建設企業が設計企業を兼ねる又は設計企業と共同して設計業務にあたることは可能と考えてよろしいでしょうか。	入札参加資格の要件を満たしていれば可能です。
J-102	実施方針	15	2	4	(3)	ア (ウ)	設計実績については、表記の3項目全てを満たしていなければならないということでしょうか。	ご理解のとおりです。
J-103	実施方針	15	2	4	(3)	ア 設計業務を行う者	実績として三種類の施設が上げられていますが全て満たす必要がありますか？それとも、いずれか一つを満足すればよろしいのでしょうか？	J-99の回答をご参照ください。
J-104	実施方針	15	2	4	(3)	実績	掲げられている施設の全ての実績を1者で有する必要があるとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
J-105	実施方針	16	2	4	(3)	ア 設計業務を行う者 (ウ)	参加資格要件の実績として3点挙げられておりますが、一つの施設に3点の要件が必要ということではなく、それぞれ異なる施設での実績でよいとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
J-106	実施方針	16	2	4	(3)	ア 設計業務を行う者 (ウ)	「屋内複合スポーツ施設」とありますが、例えば民間スポーツクラブは対象に入りますでしょうか。	プール、体育館、トレーニング室等2種類以上の機能を持つ施設を想定しています。公共施設に限定しておりません。
J-107	実施方針	16	2	4	(3)	イ 建設業務を行うもの (ウ)	参加資格要件の実績として3点挙げられておりますが、一つの施設に3点の要件が必要ということではなく、それぞれ異なる施設での実績でよいとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
J-108	実施方針	16	2	4	(3)	イ 建設業務を行うもの (ウ)	「屋内複合スポーツ施設」とありますが、例えばアリーナとトレーニング室から構成される体育館は「屋内複合スポーツ施設」に含まれるでしょうか。	含まれます。
J-109	実施方針	16	2	4	(3)	ウ建設業を行う者	「※なお、入札公告までに、……基準を設ける予定である。」とありますが公告までには基準確定されているという認識で宜しいのでしょうか。また、早い時期での公表をお願い致します。	検討します。
J-110	実施方針	16	2	4	(3)	ウ 建設業務を行う者	実績として三種類の施設が上げられていますが全て満たす必要がありますか？それとも、いずれか一つを満足すればよろしいのでしょうか？	全てを満たす必要があります。
J-111	実施方針	16	2	4	(3)	ウ 建設業務を行う者	(ウ) 施工実績は同一施設に拘らず、それぞれ別施設における実績を有していれば良いのでしょうか	ご理解のとおりです。
J-112	実施方針	16	2	4	(3)	ウ 建設業務を行う者	(ウ) 入札公告時まで、経営規模等評価結果通知書の総合評定値についての基準を設けるとありますが、設ける時期を早める事は出来ないのでしょうか	検討します。
J-113	実施方針	17	2	4	(5)	ア S P C の設立	S P C を設立することとありますが、設立する場所についてはこだわらない (必ずしも川越市内に設立する必要はない) との理解でよろしいでしょうか。	川越市に設立して頂くことを想定しております。
J-114	実施方針	17	2	4	(5)	イ	代表企業の出資比率が他の構成員と同率で最大となることは認められますでしょうか。	認めます。

J-115	実施方針	17	2	4	(5)	ウ	SPCにプロジェクトファイナンスで融資を行なう金融機関に対して構成員がSPCの株式を担保提供することは、特段の不都合が無い限り、貴市から書面による承諾をいただけたと考えてよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
J-116	実施方針	17	2	4	(5)	S P C設立に関する要件	S P C設立の際、本社の登記場所は川越市内外など規定はあるのでしょうか。	川越市に設立して頂くことを想定しております。
J-117	実施方針	17	2	5	(1)	ウ	「審査会において、優秀提案を選定するまでの間に・・・」とありますが、これは落札者の選定日（平成22年3月下旬）までという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、(落札者決定後も)契約資格要件を欠く事業者とは契約できません。詳細につきましては、契約書(案)公表時にお示しする予定です。
J-118	実施方針	17	2	5	(1)	イ	「地域経済への貢献度」との記述がありますが、貴市が考えられている「貢献」について具体的なイメージがありましたらご教示願います。	地元企業の活用、地元人材の雇用等を想定しています。
J-119	実施方針	18	2	5	(3)	イ	落札者が優秀提案の選定から仮契約締結までの期間に参加資格要件を欠くような辞退が生じた場合には、どのような措置が取られるのかご教示下さい。	落札者決定後、事業者と川越市との間で協定書を締結します。本契約に至らない場合の措置については、協定書(案)公表時にお示しする予定です。
J-120	実施方針	18	2	5	(3)	落札者の決定	入札参加者に参加資格要件を欠くような事態が生じ、本契約成立前に仮契約が解除されることとなった場合に、当該入札参加者に対して何らかのペナルティが課せられるのでしょうか。	J-119の回答をご参照ください。
J-121	実施方針	18	2	5	(2)	イ 提案審査	入札予定価格は公表していただける予定でしょうか。	J-82の回答をご参照ください。
J-122	実施方針	18	2	5	(3)	イ 落札者の決定	やむを得ない事情とはどのような事情を想定されているかご教示願えますでしょうか。	急激な経済環境の悪化等、資格審査時点では予見できなかったことにより、資格要件を欠いた場合を想定しています。
J-123	実施方針	20	3	4	(2)	ア 基本設計・実施設計時	「設計が市の要求した性能に適合するものであるか否かについて確認を行う。」とありますが、提案書の内容（特に要求水準を上回る提案内容）も、適合の判断基準となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
J-124	実施方針	21	3	4	(5)	モニタリングの結果等	今後サービス対価の支払方法及びモニタリングによる措置が公表されるものと思いますが、運営段階における支払減額においては、施設整備の対価及び利用料収入が減額されることはなく、維持運営のサービス対価が減額の対象になるものと考えますが、いかがでしょうか。（業務不履行に起因する対価の減額等は、公金支出の正当性を担保するものと考えますが、事業者にとって過剰な減額は、外部資金の調達や事業の継続性に支障をきたす恐れがあることに配慮して下さい）	モニタリングの結果等によるサービス購入料の支払い延期・支払減額、改善勧告、契約解除等の措置については、入札公告時にお示しします。
J-125	実施方針	21	3	4	(5)		モニタリングの結果減額されるサービス購入料に「設計・建設」部分の割賦部分は含まないという理解で宜しいでしょうか。	J-124のご回答をご参照ください。

J-126	実施方針	21	3	4	(5)		モニタリングの結果、維持管理・運営業務に起因してサービス購入料が減額されることとなった場合でも、「設計・建設の対価」として割賦方式で支払われる部分からの減額はされないという理解でよろしいでしょうか。	J-124のご回答をご参照ください。
J-127	実施方針	22	4	1	—	敷地概要	地盤調査のデータはご提示願えますか。	要求水準書(案)公表時にお示しする予定です。
J-128	実施方針	22	4	1	—	敷地概要	土壌汚染の調査は済んでいますか。	市では土地履歴の状況から実施していません。ただし、事業者が事業実施にあたり確認して頂くことを想定しています。
J-129	実施方針	22	4	1	—	施設の立地条件	土地所有者の欄に「平成21年9月以降に川越市土地開発公社から取得予定」とありますが、遅くとも本施設敷地の公有財産貸付契約締結日までには完了しているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
J-130	実施方針	22	4	1	—	施設の立地条件	日影規制、隣地斜線、道路斜線の内容をお知らせ下さい。	日影規制は、5h、3h・隣地斜線(高さ+勾配)20m+1.25・道路斜線(勾配)1.5です。
J-131	実施方針	22	4	1	—	施設の立地条件	本件施設は用途上、大量の市水を短時間のうちに使用する可能性がありますと思いますが、市水の供給状況は本件施設の用途にあったものと考えてよろしいでしょうか。	インフラ整備状況については、要求水準書(案)公表時にお示しする予定です。
J-132	実施方針	22	4	1	—	施設の立地条件	本件施設は大量の水を使用する関係上排水についても大量になると考えます。施設運営の必要性から短時間での排水を可能にする公共下水の設置は不可欠と考えますが、公共下水は、その用途にあったものと考えてよろしいでしょうか。	J-131の回答をご参照ください。
J-133	実施方針	22	4	1	—	施設の概要	地域の市民活動の場として利用する会議室において、市民活動として想定される活動の内容をお知らせ下さい。	自治会等の会合や地元のサークル活動等を想定しています。
J-134	実施方針	22	4	1	—	施設の概要	地域の市民活動の場として利用する会議室は、想定される活動内容とそぐわない場合、利用を断ることができると思いますがよろしいでしょうか。	市では要求水準書(案)で一定の基準をお示します。
J-135	実施方針	22	4	2	—	施設の概要	防災備蓄庫の建設費及び管理は事業者の負担となるのでしょうか。	建設費については施設整備費として支払います。また、防災備蓄庫内の清掃、備蓄物資の管理等は市が行なうこととし、外部については、本施設と一体の建物として、事業者による保守管理や清掃等、維持管理業務の対象とします。
J-136	実施方針	22	4	2	—		〇〇〇㎡～〇〇〇㎡と記載されている各諸室の面積は参考の目安であり、面積約7,000㎡(±5%)を遵守すれば、事業者の任意で設定できるとの考えでよろしいでしょうか。要求されている各種教室等の業務を踏まえ、事業者が諸室規模を提案することは本事業の主旨に沿うものと思料いたします。	面積については一定の目安として提示しています。要求内容を上回ると判断した提案の場合、面積の規定は必ずしも遵守する必要はないと考えております。
J-137	実施方針	22	4	2	—	駐車場	PFI事業区域内に設ける駐車場は本施設の利用者専用の駐車場との理解でよろしいでしょうか。	なぐわし公園全体の駐車場として考えております。

J-138	実施方針	22	4	2	一	温水プール	周辺インフラの整備状況に関する資料は、要求水準書(案)公表に併せて公表されるとの理解で宜しいでしょうか。また、プールの水替えに充分対応できるインフラが事業の進捗に遅滞なく整備されるとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準書(案)公表時にお示しする予定です。
J-139	実施方針	22	4	2	一	施設の概要	事務室の面積は適宜とされていますが市の職員のための面積、室を用意する必要はございませんか。	市との打ち合わせスペース等は必要であると考えております。内容の詳細については、要求水準書(案)公表時にお示しする予定です。
J-140	実施方針	23	4	2	一	共用部	共用部に「キッズルーム」との記載がありますが、当該部屋について、市が想定されておられるイメージ(施設の仕様、運営内容等)について、ご教示いただけませんかでしょうか。	幼児が遊べる簡易的なスペース等を想定しておりますが、具体的な規模については提案とする予定です。
J-141	実施方針	23	4	2	一	駐車場	駐車場に関しては、利用者から利用料金を徴収しないとの理解で宜しいでしょうか。また、駐車場の維持管理・運営に係る費用は、市からのサービス購入料として受領できるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
J-142	実施方針	23	4	2	一	更衣室	更衣室等について実施方針説明会にて配布の概要資料の記載内容と一部相違がありますが、実施方針の内容を正と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
J-143	実施方針	24	4	2	-		施設概要の表の中の、「更衣室」「管理」「共用部」については面積が数値で特定されていませんが、8月6日の説明会で配布していただいた資料にはそれぞれの面積が数値で表示されています。その他、施設内容の説明文の中にも、実施方針と説明会配布資料とではいくつか相違点がございませぬ。説明会配布資料が最終版という理解でよろしいのでしょうか。	実施方針を優先してください。
J-144	実施方針	24	6	1	(3)	事業者の責めに帰すべき理由により事業の継続が困難となった場合の措置	「市に対して生じた損害」とは、主に契約の解除及び再入札(契約)に要する事務的経費が想定されますが、その他損害の範囲としてどのようなものが含まれるか、一定の考えをお示してください。	事業契約解除時の賠償については、契約書(案)公表時にお示しする予定です。
J-145	実施方針	24	6	2	(2)	市の責めに帰すべき理由により事業の継続が困難となった場合の措置	「事業者に対して生じた損害」には、やはり逸失利益は含まないという見解でしょうか。その場合においても、事業者の得べき利益または損失の中身の精査のため、十分な協議を行い、最終双方の合意により決定するものと解すれば良いのでしょうか。	事業契約解除時の賠償については、契約書(案)公表時にお示しする予定です。
J-146	実施方針	24	6	2	(2)		1-(3)では、「市が事業契約を解約した場合、選定事業者は市に対し生じた損害を賠償しなければならない。」とあります。2-(2)についても「～賠償する。」ではなく1-(3)と同様「～賠償しなければならない。」との記載に変更していただけませんかでしょうか。	2-(2)市の事業者に対する賠償につきましても、「～賠償しなければならない」こととします。入札公告時に訂正いたします。
J-147	実施方針	24	6	3		当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の措置	不可抗力を含む当事者の責めに帰せない事由で契約解除になった場合、最終費用負担は市が負うことでよいでしょうか。	市又は選定事業者の責めに帰すことができない理由により契約解除となった場合は、協議とします。

J-148	実施方針	25	7	3	—	その他	予定価格や補助金、起債金額については入札公告時に具体的な金額が公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	予定価格の公表についてはJ-82を、補助金、起債金額についてはJ-41の回答をご参照ください。
J-149	実施方針	26	8	1	(1)	債務負担行為の設定	債務負担行為の設定額或いは予定価格は、いつ公表される予定でしょうか。	債務負担行為については限度額として平成21年9月定例会に上程する予定です。予定価格の公表についてはJ-82の回答を参照してください。
J-150	実施方針	26	8	1	(3)	指定管理者の指定	指定管理者の指定に関する議案を供用開始までの間に提出する予定とありますが、議会の提出時期が異なる場合、事業契約が可決され、指定管理者が否決されるような事態が生じる可能性も否定できませんので、上記(2)の事業契約締結と同一議会に提出いただけませんか。	検討してまいります。
J-151	実施方針	26	8	1	(3)	議会の議決	指定管理者の指定に関する議案が議会で否決されるような事態となった場合、事業契約も解除されることとなるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
J-152	実施方針					入札手続き	1グループのみが参加表明した場合でも、引き続き入札は行われるとの理解でよろしいでしょうか。	J-83の回答をご参照ください。

■添付資料2 リスク分担表

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
JT-1	添付資料1 リスク分担表	1	共通			法制度変更リスク (本事業に直接関連する 法令変更)	本事業に直接関連する法令とは、実施方針p6～p7に記載されている各種法令、関連条例、要綱・各種基準を指すものと解してよいでしょうか。	『本事業に直接関連する法令』とは、水質基準や衛生基準の他、余熱利用型健康運動施設における特有の法令、条例、要綱、基準等の法令変更(税制度を除く)を意味しております。
JT-2	添付資料1 リスク分担表	1	共通			法制度変更リスク (上記以外のもの)	JT-1の質問と関連しますが、本事業に直接関連する法令変更かどうかにかかわらず、本事業を実施する上で、運営上・管理上の業務水準の変更や調達資機材の変更・再調達を要する場合で、利用者にその費用を転嫁することが不合理と判断される事態においては、協議により対応を決めるということが良いでしょうか。	『本事業に直接関連する法令』は、JT-1の回答のように整理しております。その他、企業活動をする上で広く一般的に関係する法令の変更により生じた増加費用・損害(事業契約解除の際の損害含む)は、事業者負担とします。ただし、事業者が負担できる範囲を超え、事業の継続に影響を及ぼすような法令変更については、協議とします。
JT-3	添付資料1 リスク分担表 (案)	1	共通			法制度変更リスク	「一般的に企業努力によって・・・」とありますが、企業努力の判断については事業者が貴市に申し出を実施し、協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	企業が企業活動をする上で、広く企業活動一般に関係する法令の変更リスクについては、企業努力によって吸収できる・すべき範囲であると考えます。ただし、事業者が負担できる範囲を超え、事業の継続に影響を及ぼすような法令変更については、協議とします。
JT-4	実施方針 添付資料1 リスク分担表 (案)	1	共通			制度関連リスク 法制度変更リスク	上段の「法制度の新設・・・(直接関連する法令変更)」には「許認可」の記載が無く、下段の「法制度・許認可の・・・(上記以外のもの)」には「許認可」の新設や変更が含まれておりますが、許認可についてはこの次の段の「許認可リスク」に包含していただくこととして、「法制度・許認可の・・・(上記以外のもの)」の「許認可」は削除していただけませんかでしょうか。	許認可を含めて、市と事業者とでリスク分担していただきます。市のリスクである上段を『法制度・許認可の新設・変更に関するも(本事業に直接関連する法令変更)』と整理し、入札公告時に併せて訂正いたします。
JT-5	添付資料1 リスク分担表	1	共通			許認可リスク	市の事由とそれ以外の事由の分類となっておりますが、契約当事者としての①市の事由と②事業者の事由及び③市または事業者の責めに帰せない事由に分類し、整理していただけないでしょうか。(市の事由以外の許認可リスクとは、入札時に事業者に予見・検討することが困難または対処不能なケースも含まれることが考えられます)	ご指摘のとおり、①市の事由と②事業者の事由及び③市または事業者の責めに帰せない事由に分類し、③については、双方のリスクとします。
JT-6	添付資料1 リスク分担表	1	共通			許認可リスク	発生原因には、市、民間事業者以外の第三者(市民、各種団体等)に起因することもあり得ると思料しますが、当該第三者起因の場合のリスクは、市負担であるとの理解でよろしいでしょうか。	JT-5の回答をご参照ください。
JT-7	添付資料1 リスク分担表 (案)	1	共通			許認可リスク	「事業者の責めによるものであり、事業者が負担する」とありますが、「上記以外の許認可に関するもの」には事業者の責めに抛らないものも含まれるため、リスクの内容を、下段を「事業者の事由による許認可の遅延に関するもの」とし、上段を「事業者以外の事由による許認可の遅延に関するもの」に修正していただけないでしょうか。	JT-5の回答をご参照ください。

JT-8	実施方針 添付資料1 リスク分担表 (案)	1	共通	制度関連リスク→許認可 リスク	下段の「上記以外の・・・」は、右の欄では「事業者の責めによるものであり・・・」となっていますが、「市の事由によるもの以外」と「事業者の責めによるもの」は必ずしも同義ではないと考えます。分類方法を「事業者の責めによるもの」と「それ以外」とし、前者のリスクを事業者負担、後者を貴市のご負担としていただけませんか。	JT-5の回答をご参照ください。
JT-9	添付資料 1 リスク分担表 (案)	1	共通	税制度リスク	「収益関係税の変更」とありますが、具体的にどの税目を想定されているかご教示ください。	収益関係税とは、法人税、法人事業税、法人事業税(均等割)、県税・市税のうち企業の収益に係る税等、企業の収益に課せられる既存の税、及び新たに企業の収益に課せられる税が新設された場合はその税を想定しています。
JT-10	添付資料 1 リスク分担表 (案)	1	共通	政治関連リスク	貴市の事由によりP F Iに係る議決が得られない場合は、事業者の入札参加に係る費用については貴市に求償できるとの理解でよろしいでしょうか。指定管理者の指定が議会で議決されない場合や政策の変更についても同様に考えてよろしいでしょうか。	契約手続きは市と事業者の双方の責任において行われるべきものであり、その不調によるリスクは市と事業者の各々が負担することとします。ただし、SPCの設立費用に限り、場合により協議とします。
JT-11	添付資料 1 リスク分担表 (案)	2	共通	住民問題リスク	事業者の業務に起因し、事前に予見し得る範囲や通常対処し得る範囲の反対運動・訴訟・要望については、誠意をもって最善の努力を払う義務があると考えますが、一般認識として正当かつ妥当な範囲を超える要望や入札条件及び要求水準に抵触する要望等については、事業者によるコントロールの域を超えてしまうため、これらは施設の設置・存続に関する反対運動・訴訟・要望と考えますが、いかがでしょうか。	建設・調査・維持管理業務に関する住民問題リスクは事業者のコントロール範囲内であり、事業者負担とします。ただし、正当かつ妥当な範囲を超える要望や入札条件及び要求水準に抵触する要望等については、別途協議とします。
JT-12	添付資料 1 リスク分担表 (案)	2	共通	住民問題リスク	現在、本件施設の建設自体に関する住民反対運動・訴訟・要望はないものと考えてよろしいでしょうか。	現段階では、住民による反対運動・訴訟・要望はございません。
JT-13	添付資料 1 リスク分担表 (案)	2	共通	住民問題リスク	現在まで、貴市は本件施設の建設自体に関する説明会等の住民説明を実施されているのでしょうか。又、今後予定されているのであれば、時期、回数等具体的な実施方法をご教示ください。	周辺自治会及び住民に対して説明会を行っております。また、今後も必要に応じて行う予定ですが、具体的な回数等は不明です。
JT-14	実施方針 添付資料1 リスク分担表 (案)	2	共通	社会リスク→住民問題リ スク	上段の「施設の建設自体」と下段の「施設の建設」の部分が指し示す内容の違いをご教示ください。	「施設の建設自体」とは、本事業計画そのものを意味しており、「施設の建設」とは、施設整備・工事を意味しております。

JT-15	添付資料 1 リスク分担表 (案)	2	共通	環境問題リスク 事業者が行う業務に起因 する環境問題	用地リスクにおいては土壌汚染リスクが定義されていますが、公表資料や事業者の行う調査において通常の注意義務をもって実施したにも関わらず、用地に関する有害物質等の存在を事業者が知り得なかった場合、事後的に建設や運営に伴い、既存する有害物質の排出・漏洩が発見されたとしても、用地の瑕疵（土壌汚染リスク）として処理されると考えますが、いかがでしょうか。	市が要求するレベルの土壌汚染調査を実施したにも関わらず、事後的に有害物質の排出・漏洩が発見された場合は、市の負担とします。詳細は、要求水準書(案)公表時にお示しする予定です。
JT-16	添付資料 1 リスク分担表 (案)	2	共通	環境問題リスク	「有害物質の排出」とありますが、調査にもかかわらず排出された汚染土壌は、土壌汚染リスクの考え方に基づき貴市の負担とする考えで宜しいでしょうか。	JT-15の回答をご参照ください。
JT-17	添付資料 1 リスク分担表 (案)	2	共通	環境問題リスク 地盤沈下に関するもの	当該リスクの内容は、事業用地における地盤沈下リスクでしょうか。周辺敷地を含む土地の地盤沈下リスクでしょうか。リスク分担の考え方の欄内を見ると、事業用地の地盤沈下を起させない様な計画・施工を行うことを想定されているようにも読めますが、地耐力その他の地盤調査のうえ十分な基礎設計により建物の沈下が起きない様に計画・施工することを想定されているとも考えられます。あるいは地盤沈下に関するリスクとは、敷地地盤面の不同沈下が起きて、建物の床レベルとの間に段差等が生じた場合に、事業者が適切に対処すべきものと規定しているのでしょうか。災害によらずとも地盤沈下の現象そのものを完全に抑止することは不可能と考えますし、その原因等を含め事前に予測し対処し得る範囲も限定的と考えます。不可抗力リスク・用地リスクに含まれる地盤沈下もあるという考えで、良いでしょうか。また、周辺敷地で地盤沈下が生じた場合、その因果関係が科学的に立証され、事業者の調査・施工に過失があると客観的に認められる場合のみ、事業者帰責が成立するという考え方でよいでしょうか。	当該リスクの内容は、本事業用地における地盤沈下リスクです。地盤沈下を引き起こさないよう、地耐力及びその他必要な地盤調査を行い、整備することは事業者の業務範囲であると考えます。なお、事前に予測し対処し得る範囲を超え、不可抗力的に起った地盤沈下については、別途協議とします。
JT-18	添付資料 1 リスク分担表 (案)	2	共通	環境問題リスク	環境問題リスクを検証するにあたり、本敷地における測量・地質データ等の調査資料（ボーリングデータ、土地履歴、土壌汚染調査資料、地中障害物調査資料）は請求すれば開示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	既存の測量、地質データ等で本市で実施したものは開示しますが、事業実施にあたり必要な調査は事業者が事前に行うこととします。
JT-19	添付資料 1 リスク分担表 (案)	2	共通	環境問題リスク 地盤沈下リスク	本リスクは、当該施設の建設工事に起因することが明確な場合に限るべきかと思われませんがいかがでしょうか。	JT-17の回答をご参照ください。
JT-20	添付資料 1 リスク分担表 (案)	2	共通	環境問題リスク 地盤沈下リスク	地盤沈下の原因には様々なものが考えられ事業者にて必要な全ての情報収集を行うことは不可能であるため、本リスクは市の負担としていただけないでしょうか。	JT-17の回答をご参照ください。

JT-21	実施方針 添付資料1 リスク分担表 (案)	2	共通		社会リスク 環境問題リスク 地盤沈下に関するもの	当リスクは土地の所有者である貴市に負っていただくことには なりませんでしょうか。	JT-17の回答をご参照ください。
JT-22	添付資料 1 リスク分担表 (案)	2	共通		第三者賠償リスク (それ以外のもの)	不可抗力リスクの一部として、事業者があらかじめ予測し回避 することができない損害が記載されていますが、これには第三 者の故意または過失による行為、利用者間の争い、利用者等か らの不当な要求、などが含まれるものと考えますが、いかがで しょうか。	第三者の故意または過失による行為は、”第三者賠償リスク(それ以 外のもの)”に含まれ、市の負担としますが、利用者間の争い、利用者 等からの不当な要求等は、事業者の業務に関する事故・トラブルであ り、当リスクは事業者の負担とします。
JT-23	添付資料 1 リスク分担表 (案)	2	共通		デフォルトリスク	事業者の事由により債務不履行が発生した場合、貴市への違約 金の支払いは想定されているのでしょうか。具体的な違約金規定 があればご教示願います。	契約書(案)公表時にお示しする予定です。
JT-24	実施方針 添付資料1 リスク分担表 (案)	2	共通		不可抗力リスク 戦争・内乱・軍事紛争	事業者側に「▲」がありますが、具体的なリスク負担の内容や 程度をご教示ください。	負担額(割合)については、入札公告時にお示しする予定です。
JT-25	添付資料 1 リスク分担表 (案)	2	共通		不可抗力リスク (予測可能なもの)	台風・風水害等を除く地震・災害や第三者の行為については、 リスク分担の考え方が示されていません。一般にこれらの事象 は、期間内の発生確率及び発生による影響度を個別に予測する ことは不可能と考えます。よって予防策を特定できる様考えを お示し下さい。	建物に対する被害(リスク)回避は、要求水準書案(後日公表)に示す 要求レベルをクリアした初期整備及びその後の維持管理が予防策で あると考えます。また、人に対する被害(リスク)回避は、同水準書案に 示す災害時の対応等の体制がとられていることが予防策となると考え ます。これらの対処がなされていないことにより生ずる被害について は、予測可能な事態に備えていなかったということ判断し、事業者負担 となります。要求水準書で規定したことへの対処がなされていたにもか かわらず、被害(リスク)回避できなかった場合は、“予測不可能なも の”と整理し、市の主負担、事業者の従負担とします。負担額(割合) については、入札公告時にお示しする予定です。
JT-26	添付資料 1 リスク分担表 (案)	2	共通		不可抗力リスク (予測不可能なもの)	自然災害等における予測可能なリスクとその対応し得る範囲 が、ある程度明確になれば、それ以外または以上のものを予測 不可能なものとする事ができると思います。しかし第三者の 行為については、行為者の過失・悪意による場合など、予測の うえ一定の抑止・抑制策を実施することは可能と考えますが、 それによる完全防止は不可能と考えます。よって、通常の業務 において事業者に着しい管理不備・業務不履行が認められない 場合は、予測不可能なものと考えますが、いかがでしょうか。	JT-25の回答をご参照ください。

JT-27	添付資料1 リスク分担表	2	共通		不可抗力リスク	台風・風水害・地震・その他自然災害・第三者の行為（予測可能なもの）は、事業者負担とされていますが、予測可能か不可能かを客観的に示すことは不可能であると思料します。従って、不可抗力リスクについては、事業者は従分担（損害額の1/100程度）とし、主分担は市としていただけませんでしょうか。（予測可能なものを事業者負担とした場合、過度な対策や予備費を計上することとなり、かえってVFMを低下させることになりかねません。）	JT-25の回答をご参照ください。
JT-28	添付資料1 リスク分担表 (案)	2	共通		不可抗力リスク	事業者も相応のリスクを負担するとありますが、貴市が想定している不可抗力負担の考えについて具体的にご教示願います。	JT-25の回答をご参照ください。
JT-29	添付資料1 リスク分担表 (案)	2	共通		不可抗力リスク	事業者負担として▲がついている項目に「事業者も相応のリスクを負担する」とありますが、その具体的な内容・数値をご提示ください。（設計・建設期間中と維持管理・運営期間中別に）	JT-25の回答をご参照ください。
JT-30	実施方針 添付資料1 リスク分担表 (案)	2			不可抗力リスク→台風・風水害・地震・その他自然災害・第三者の行為 (予測不可能なもの)	事業者側に「▲」がありますが、具体的なリスク負担の内容や程度をご教示ください。	JT-25の回答をご参照ください。
JT-31	添付資料1 リスク分担表 (案)	3	計画・設計		計画・設計リスク	市の提示条件、指示の不備・変更による設計変更については貴市のリスク負担とありますが、変更内容については契約締結後の地元住民、諸団体等から市への要望事項も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	契約締結後に、市が地元住民・諸団体等からの要望事項を受け入れて設計変更をした場合は、市の負担とします。
JT-32	添付資料1 リスク分担表 (案)	3	計画・設計		計画・設計リスク	市の提示条件、指示の不備・変更による設計変更については貴市のリスク負担とありますが、事業費の変更には施設整備費のみならず、設計変更に伴う維持管理・運営事業費の変更も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者に最大限の協力と対応を求めますが、事業者が吸収しきれない増加費用については、市が負担します。
JT-33	添付資料1 リスク分担表 (案)	3	計画・設計		計画・設計リスク	市の提示条件、指示の不備・変更による設計変更については貴市のリスク負担とありますが、市の指示による設計変更に伴う工期の変更も貴市のリスクとの理解でよろしいでしょうか。	市の指示による設計変更に伴う工期については、事業者に最大限の協力を求めますが、事業者が吸収しきれない工期変更及び工期変更に伴う増加費用については市が負担します。
JT-34	添付資料1 リスク分担表 (案)	3	計画・設計		資金調整リスク（補助金の確保に関するもの）	本事業は都市公園防災事業費補助金等によって設計・建設の対価の一部を支払うこととなっていますが、当該補助金が確保できなかった場合でも市にて別の方法にて資金調達を行い、サービス対価の支払方法には変更はない（SPCの資金調達に変更がない）という理解で宜しいでしょうか。	都市公園防災事業費補助金及び起債に相当する支払い分の支払い方法については、要求水準書案公表時にお示しする予定です。

JT-35	添付資料 1 リスク分担表 (案)	3	計 画 ・ 設 計		用地リスク	地中埋設物については、市のリスク負担とされておりますが、埋蔵文化財、土壌汚染等の事業用地の瑕疵についても貴市のリスクとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
JT-36	添付資料 1 リスク分担表 (案)	3	計 画 ・ 設 計		用地リスク	地中埋設物リスクには、埋蔵文化財も含まれると考えてよろしいですか？	ご理解のとおりです。
JT-37	添付資料 1 リスク分担表 (案)	3	建 設		工事リスク (工事費増大リスク)	貴市が指示したことから来る工事費増大リスクは市が負担すると思いますが、ご負担いただける費用には金融費用の増加も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
JT-38	添付資料 1 リスク分担表 (案)	3	建 設		工事リスク (工事費増大リスク)	「市の指示によるもの以外の工事費増大リスクは・・・」とありますが、「事業者の責めによる工事費増大リスクは・・・」へ修文願えませんでしょうか。	市の指示によるもの以外の工事費増大については、建設を担当する事業者のコントロール範囲内であり、事業者の負担とします。
JT-39	添付資料 1 リスク分担表 (案)	3	建 設		工事リスク (性能リスク)	要求仕様不適合について、貴市が要求水準書等で定めた仕様・要求値そのものに不備があった場合は貴市のリスクとの理解でよろしいでしょうか。また貴市の指示によるものについても同様との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
JT-40	添付資料 1 リスク分担表	3	建 設		工事リスク (金利リスク)	建設期間中の金利リスクは事業者が負担すると思いますが、基準金利の確定日はいつを想定されており、どの程度の期間のリスクを事業者負担とされるのか、お考えをご教示いただけませんか。(基準金利の確定日は、多くの案件で施設引渡しの直前(2営業日前など)となっており、実質建設期間中の金利リスクは公共側で負担されているため、質問させていただきます。)	施設整備費に係る市による割賦支払における基準金利の確定日は、現在のところご質問にあるとおり、施設引渡しの2営業日前を想定していますが、確定した内容は入札公告時にお示しする予定です。リスク分担表(案)でいう建設期間中の金利とは、いわゆる建中金利のことを意味しております。建中金利の変動リスクは事業者の負担となります。
JT-41	添付資料 1 リスク分担表 (案)	3	建 設		工事リスク (物価リスク)	建設期間中の整備費に係るインフレ時の物価上昇についての考え方については、川越市建設工事標準請負契約約款第25条に準じるとの理解でよろしいでしょうか。	基本的には、ご理解のとおりです。 ただし、詳細については契約書公表時にお示しします
JT-42	添付資料 1 リスク分担表 (案)	3	建 設		工事リスク (物価リスク)	物価リスクについて「川越市建設工事標準請負契約約款に従い市が負担する」とありますが、基準となりますのは入札時でしょうか？契約時でしょうか？実施設計終了時でしょうか？	契約書案公表時にお示しする予定です。

JT-43	添付資料1 リスク分担表 (案)	4	管理・運営	施設損傷リスク 劣化による損傷リスク 性能リスク	修繕・更新を含め適切な施設機能と設備性能の保持が事業者の業務水準とされるものと考えますが、通常使用及び経年劣化に伴う施設損傷リスクに対処するため、必要な保全措置として修繕・部品交換・点検整備による機能確保や性能回復を定期的・計画的に実施するものと考えます。この場合の各種保守管理業務及び修繕更新業務における業務要求水準の考え方ですが、基本は施設が安全に通常運用できるような機能保持・性能回復であり、消耗劣化及び損耗した性能を回復することとして、必ずしも更新等による初期性能の回復までを求めているものではないという考えで良いでしょうか。(維持管理業務等における施設損傷リスクと性能リスクの対応方法と保守及び修繕更新に係る費用算定の根拠を可能な限り明確にしたいと考えます)	修繕・更新等の要求レベルは、要求水準書公表時にお示しする予定です。
JT-44	添付資料1 リスク分担表	5	管理・運営	需要の変動リスク	本施設の光熱水費は、事業者負担としてサービス購入料で支払われるのでしょうか。その場合、利用者数が増えると相当の光熱水費がかかるため、提案時の入場者数に近付けようとする「負のインセンティブ」が働くものと危惧します。従って、光熱水費を事業者負担とされる場合にあっても、利用者数の増減による変動リスクについては、事業者と市の分担をご検討いただけませんか。	要求水準書案公表時に、サービス購入料の基本的な考え方としてお示しする予定です。
JT-45	添付資料1 リスク分担表 (案)	5	管理・運営	需要の変動リスク	事業の安定性・継続性をより確固なものとするため、貴市にも一定の需要変動リスクをご負担いただきたいと思います。本リスクについてご再考願います。	市としては、事業の安定性・継続性を損なうほどの需要リスクを事業者にご負担いただくことは想定しておりません。サービス購入料の基本的考え方については、要求水準書案公表時にお示しする予定です。
JT-46	添付資料1 リスク分担表 (案)	5	管理・運営	需要の変動リスク	貴市がお考えの各施設毎の年間利用者数は要求水準書(案)でお示しただけとの理解でよろしいでしょうか	施設の年間利用者数(想定)については、要求水準書案公表時に示しする予定です。
JT-47	実施方針 添付資料1 リスク分担表 (案)	4		需要の変動リスク	本項は、利用者減少による採算割れリスクを事業者が負担する主旨であると理解しますが、このリスクを負担することのバランスとして、利用者増加の場合の収益メリットは市に還元することなく全て事業者に帰属することになっていただけませんか(5ページの「イ利用者から得る収入」の(ア)と(イ)で、事業者の収入の一部を市に還元することとなっているため)	サービス購入料および利用料収入の基本的考え方については、要求水準書案公表時にお示しする予定です。なお、利用者増加の場合の収益メリットの市への還元については、入札公告時にお示します。
JT-48	添付資料1 リスク分担表 (案)	5	管理・運営	運営リスク (全般)	本リスクは、事業者が善管注意義務を果たしておらず、事業者に帰責事由がある場合に事業者がリスク負担をするとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

JT-49	添付資料 1 リスク分担表 (案)	5	管理・運営		運営リスク 一般専用利用による利用者事故	事業者の行う業務に著しい不備や業務不履行に起因する事故であれば、事業者帰責として事業者負担とし、利用者による利用規約違反・過失・不正行為・利用者間トラブルに起因するものは、専用利用する団体等または利用者個人によるリスク負担と考えますが、いかがでしょうか。	ご質問のとおり、利用者による利用規約違反・過失・不正行為・利用者間トラブルに起因するものは、最終的には専用利用する団体等または利用者個人によるリスク負担になると思われますが、団体または個人にリスクを負担させるための交渉等は、事業者が行います。
JT-50	添付資料 1 リスク分担表 (案)	5	管理・運営		運営リスク 個人利用及び事業者の専用利用による利用者事故	事業者の行う業務に著しい不備や業務不履行に起因する事故であれば、事業者帰責として事業者負担とし、利用者による利用規約違反・過失・不正行為・利用者間トラブルに起因するものは、利用者個人によるリスク負担と考えますが、いかがでしょうか。	ご質問のとおり、利用者による利用規約違反・過失・不正行為・利用者間トラブルに起因するものは、最終的には専用利用する団体等または利用者個人によるリスク負担になると思われますが、団体または個人にリスクを負担させるための交渉等は、事業者が行います。
JT-51	添付資料 1 リスク分担表 (案)	5	管理・運営		運営リスク (利用者の事故)	利用者の事故等が利用者自身の責めによるものであれば、利用者の傷病や事故については、事業者の責任範囲外との理解でよろしいでしょうか。	JT-49、50の回答をご参照ください。
JT-52	添付資料 1 リスク分担表 (案)	5	管理・運営		運営リスク (トラブル等の対応)	「事業者の責めによるものであり、事業者が負担する」とありますが、利用者自身または第3者の責によるリスクまで事業者が負担することは過度な要求と思料いたします。「事業者の責めによる場合は事業者が負担する」に修文願えないでしょうか。	JT-49、50の回答をご参照ください。
JT-53	添付資料 1 リスク分担表 (案)	5	管理・運営		運営時の周辺環境への配慮、住民対策、苦情処理に関するもの	共通事項として、住民問題リスク・環境問題リスクが分類されております。特に住民問題リスクの民側負担の考え方についてはJT-9にて質問・意見しておりますが、項目としては重複していませんか。敢えて運営時点における運営を実施することで生じる近隣住民等からの苦情について考えても、著しい環境問題（水質汚濁・大気汚染・騒音・振動・臭気）を発生する施設でもないのに、将来的に公園整備の進捗と関連し、イベント開催等で通行車両が集中するなど交通上の問題・駐車場の問題が生じる可能性は考えられますが、事業者によって対処し得る事象とは考えられません。	ご質問のとおり項目として重複していますので、入札時に訂正いたします。維持管理・運営中の住民リスクについては、JT-9の回答をご参照ください。
JT-54	添付資料 1 リスク分担表 (案)	5	管理・運営		エネルギー供給リスク	水光熱費についてのリスク区分が見当たりませんが、貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	J-26の回答をご参照ください。

JT-55	添付資料 1 リスク分担表 (案)	5	管理・ 運営	エネルギー供給リスク	水光熱費負担の記載がございませんが、以下の理由により本事業における水光熱費の負担は貴市にて負担していただけないでしょうか。 昨今の資源価格の乱高下等の不確定要素が高く、事業者は予測が立てにくいため入札価格にリスクを見込み、光熱費が想定以上金額となる傾向にあります。貴市も事業期間中、高コストを負担しつづければならないという事態が発生する可能性があります。光熱費を貴市の負担とし、提案時に環境提案・省エネ提案を求め、事業期間を通じ、市と事業者が一体となり光熱費を低減していくという方策のほうが望ましい方策と思料いたします。	水光熱費のリスクについてはJ-26、J-27の回答をご参照ください。
JT-56	添付資料 1 リスク分担表 (案)	5	管理・ 運営	エネルギー供給リスク	貴市にて整備した給排水及び熱供給のインフラの制約によってプールの水替えに時間を要し、運営を停止する場合のリスクは貴市の負担と考えて宜しいでしょうか。	インフラ整備の状況は、事業者が計画時に確認し、それに見合うよう建設、運営してください。ただし、緊急的に停止等した場合に限り、市の負担とします。
JT-57	添付資料 1 リスク分担表 (案)	5	管理・ 運営	エネルギー供給リスク	バックアップ設備は貴市にて整備するという理解で宜しいでしょうか。	(仮称)新清掃センターのトラブルによる余熱供給の停止に備え、バックアップ設備は事業者にて整備していただき、初期整備への対価として市が支払います。なお、本リスクの内容は「余熱供給の停止に関するもの」に訂正します。
JT-58	添付資料 1 リスク分担表 (案)	5	管理・ 運営	エネルギー供給リスク	「施設で消費する代替燃料費は市が負担する」とありますが、清掃センターより供される温水以外の熱源施設を予め設けることが義務づけられ、温水供給が止まった場合は本施設の休館は無いためと考えてよろしいですか？	(仮称)新清掃センターのトラブルによる余熱供給の停止に備え、事業者には、バックアップ設備(ボイラー)の設置を要求しますので、当センターのトラブルにより予定していた熱供給が停止した場合は、バックアップ設備で対応していただきます。なお、当センターは年間10日間ほど定期点検のために停止します。事業者は、提案により、バックアップ設備を活用しその間に営業することができます。
JT-59	別添資料	5		事業区域	PFI事業区域は2.1ha以内で設定するとのことですが、下限値はございますでしょうか。	現在、特に設けておりません。
JT-60	別添資料5				基本計画図では、青線の事業認可区域と、赤線のPFI事業区域の間に、デッキ、臨時駐車場、周回路がありますが、PFI事業区域を計画するにあたってどこまで考慮する必要があるでしょうか。	赤線内が、本事業区域となります。詳細については、要求水準書(案)でお示しする予定です。
JT-61	別添資料5				基本計画図には余熱施設ゾーンと健康交流ゾーンを結ぶ公園連絡路がありますが、本事業の対象でしょうか。そうでない場合、どの位置にいつごろ整備するかは入札公告までに公表されるという理解で宜しいでしょうか。	公園連絡路は事業対象外です。接続方法やスペース等は提案を受ける予定です。
JT-62	別添資料7				なぐわし公園の2期以降の事業がお示しのスケジュールにて整備される前提で今回の事業を提案することになるかと思いますが、貴市の事由により2期以降の事業に遅延が生じた場合に、本事業への影響に関するリスクは貴市が負担するという考えで宜しいでしょうか。	2期事業以降の公園全体計画を踏まえた施設設計の提案をして頂きますが、2期以降の事業計画は確定していないため、あくまでも本事業で完結させた事業提案を行ってください。

JT-63	別添資料 5						公園連絡路は本件施設へ直接つながる施設となるのでしょうか。	公園連絡路は本事業の対象外です。 接続スペース等についてはご提案を受ける予定です。
JT-64	別添資料 5						温浴施設は周囲よりの視線に注意しなければならない施設用途だと考えますが、新清掃センターよりの視線の確認が出来る資料の提示は可能でしょうか。	新清掃センターの立面図等の閲覧等について検討します。
JT-65	別添資料 5						本件施設の建築基準法上の敷地境界線は、P F I 事業区域を示す線と考え、記載された面積以内で適宜設定するものと考えてよろしいでしょうか。	建築基準法上の敷地境界線は2.6ha以内で適宜設定し、整備区域は、2.1haとしてください。